

2020年2月

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

「改正債権法」を踏まえた預金等規定の改定について

株式会社仙台銀行(本店 仙台市 頭取 鈴木 隆)では2020年4月に施行される民法改正(債権法)を踏まえ、預金等規定を一部改定いたしますのでお知らせいたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定を、2020年4月より当行ホームページに掲載させていただきます。それに伴いまして、預金規定集小冊子を廃止とさせていただきます。なお、書面での交付をご希望の場合は、当行本支店窓口にてお申し出ください。今後もより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 民法改正(債権法)の対象となる主な預金等規定

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・財産形成預金規定
- ・当座勘定規定
- ・定期性預金規定
- ・ATM定期預金ご解約サービス規定
- ・貯蓄預金スウィングサービス規定
- ・振込規定
- ・カード規定
- ・カードローン規定
- ・夜間金庫規定
- ・貸金庫規定
- ・外貨普通預金規定
- ・外貨定期預金規定
- ・定額自動送金サービス規定
- ・口座振替規定

2. 改定日 2020年4月1日(水)

3. 主な改定について

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- (2) 各規定変更時の周知方法等についての明確化
- (3) 定期預金規定について、満期日前解約の取扱についての明確化
- (4) 貸金庫規定の保証債務履行の文言変更

4. 改定内容について

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
改定対象規定 普通預金規定等 9 規定 (下線部分が改定箇所)

成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)～(5)略

- (2) 各規定変更時の周知方法等についての明確化
改定対象規定 普通預金規定等 39 規定 (下線部が改定箇所)

規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- (3) 定期性預金について、満期日前解約の取扱についての明確化
改定対象規定 定期預金規定等 8 規定 (下線部が改定箇所)

預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取り扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。

(4) 貸金庫規定の保証債務履行の文言変更
(下線部分が改定箇所)

15. (保証人)

保証人はこの契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。当行が保証人に対し履行の請求をしたときは、主債務者に対してもその効力が生じます。

以 上

お問い合わせ先
事務部事務管理課
022-225-8240